

岐阜県建築基準条例

目 次

- 第 一 章 総則（第一条 第三条）
- 第 二 章 災害危険区域等における建築物及び大規模建築物（第四条 第七条）
- 第 三 章 特殊建築物
 - 第 一 節 通則（第八条・第九条）
 - 第 二 節 興行場等（第十条 第十六条）
 - 第 三 節 物品販売業を営む店舗（第十七条・第十八条）
 - 第 四 節 自動車車庫（第十九条・第二十条）
 - 第 五 節 共同住宅及び長屋（第二十一条・第二十二条）
- 第 四 章 特別の配慮を要する特殊建築物（第二十三条 第二十八条）
- 第 五 章 日影による中高層の建築物の高さの制限（第二十九条）
- 第 六 章 雑則（第二十九条の二 第三十条）
- 第 七 章 罰則（第三十一条・第三十二条）
- 附 則

第一章 総則

（趣 旨）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第二項及び第五十六条の二第一項の規定により、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の附加、建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の附加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）に定めるところによる。

（適用区域）

第三条 この条例中第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条から第二十二条まで及び第二十九条の規定は、都市計画区域内に限り適用する。

第二章 災害危険区域等における建築物及び大規模建築物

(災害危険区域の指定等)

第四条 法第三十九条第一項の規定による災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域又はこれに近接し、若しくはこれに準ずる区域のうちから知事が指定するものとする。

2 知事は、災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、災害危険区域を指定したときは、その区域を告示するとともにその旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 災害危険区域の指定又は廃止は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(災害危険区域内の建築制限)

第五条 災害危険区域内においては、住居の用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより知事が安全上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 災害危険区域内においては、居室を有する建築物(住居の用途に供するものを除く。)を建築する場合は、当該建築物の構造耐力上主要な部分(基礎ぐいを除く。)を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、かつ、当該建築物の外壁の開口部が急傾斜地に直接面しないようにしなければならない。ただし、急傾斜地の状況若しくは建築物の配置により、又は防災上必要な措置が講じられることにより当該建築物が被害を受けるおそれがない場合は、この限りでない。

(がけに近接する建築物の制限)

第六条 高さ二メートルを超えるがけ(人為的に造成された急傾斜地をいい、小段等により上下に分離するがけは一体のがけとする。以下同じ。)の上若しくは下又はがけ面においては、当該がけの上端から下端までの水平距離の中心線からそのがけの高さに相当する水平距離以内に居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、安全上支障がないときは、この限りでない。

一 がけが切土であって堅固な地盤であるとき。

二 擁壁を設置するとき。

三 がけの下に建築物を建築する場合において、その構造耐力上主要な部分(基礎ぐいを除く。)が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、当該建築物の外壁の開口部ががけに直接面しないとき。

四 防災上必要な措置が講じられているとき。

2 高さ二メートルを超えるがけの上にある建築物の敷地には、地盤の保全及びがけ面への流水防止のため、適当な排水施設をしなければならない。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第七条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第三章 特殊建築物

第一節 通則

(敷地と道路との関係)

第八条 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(倉庫業を営む倉庫以外の倉庫及び第十条に規定する特殊建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものの敷地は、道路に四メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(木造建築物等である特殊建築物の外壁等)

第九条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある木造建築物等である特殊建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- 一 自動車修理工場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの
- 二 診療所(患者を入院させるための施設があるものに限る。)、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、遊技場、ホテル、旅館又は下宿の用途に供するもので、階数が二以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

第二節 興行場等

(敷地と道路との関係)

第十条 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場の用途に供する特殊建築物(以下「興行場等」という。)の敷地は、次の表に掲げる道路に第十三条第一項第三号の規定により算出した出口の幅の合計に六メートルを加えた長さ以上接しなければならない。ただし、客席の床面積の合計が百平方メートル以内の場合又は建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
百五十平方メートル以内のもの	四メートル以上
百五十平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	五メートル以上
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	六メートル以上
五百平方メートルを超えるもの	八メートル以上

- 2 興行場等の敷地が前項の規定により接しなければならない道路以外の道路に接し、その接する道路境界線の反対側の道路境界線から道路の側に同項の規定による幅員に相当する水平距離を隔てた線までを道路とみなし得る状況にある場合は、同項に規定する道路に接するものとみなす。
(前面空地)

第十一条 興行場等の前面には、次の表に掲げる空地を前条の規定による道路に接して設けなければならない。ただし、客席の床面積の合計が百平方メートル以内の場合又は建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

客席の床面積の合計	空地の奥行き	空地の幅員
二百平方メートル以内のもの	二メートル以上	第十三条第一項第三号
二百平方メートルを超えるもの	二百平方メートルを超える部分の客席の床面積十平方メートルにつき二センチメートルの割合で算出した数値に二メートルを加えたもの以上	の規定によって算出した出口の幅の合計以上

2 興行場等の主要構造部が耐火構造の場合には、前項本文の空地に相当する部分に次の各号に該当する寄付きを設けることができる。

- 一 三メートル以上の高さを有すること。
- 二 避難上障害となる柱、壁その他これらに類するものを有しないこと。

(敷地内の通路)

第十二条 興行場等の敷地内には、前条第一項本文の空地に面する出口以外の屋外への出口から道路、公園、広場その他の空地に通じる通路で、次の表に掲げる幅員を有するものを設けなければならない。ただし、当該出口が道路、公園、広場その他の空地に面している場合は、この限りでない。

客席の床面積の合計	通路の幅員
二百平方メートル以内のもの	一・五メートル以上
二百平方メートルを超え四百平方メートル以内のもの	二メートル以上
四百平方メートルを超え六百平方メートル以内のもの	二・五メートル以上
六百平方メートルを超えるもの	三メートル以上

(出口の構造)

第十三条 興行場等(客席の床面積の合計が百平方メートル以内のものを除く。以下この項において同じ。)には、次に定めるところにより屋外への出口を設けなければならない。

- 一 出口は、避難上有効に三以上配置すること。
- 二 出口の幅は、一・二メートル以上とすること。
- 三 出口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十センチメートル(興行場等の主要構造部が耐火構造の場合は、十七センチメートル)の割合で算出した数値以上とすること。
- 四 第十一条第一項本文の空地に面する屋外への出口の幅の合計は、前号の規定により算出した数値の二分の一以上とすること。

2 前項第一号から第三号までの規定は、客席からの出口について準用する。

(階段の構造)

第十四条 興行場等の階段の幅の合計は、その階段を使用する階の客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十センチメートル(興行場等の主要構造部が耐火構造の場合は、十七センチメートル)の割合で算出した数値以上としなければならない。

(廊下の構造)

第十五条 興行場等の客席の床面積の合計が百五十平方メートル(興行場等の主要構造部が耐火構造の場合は、三百平方メートル)を超える階に設ける利用者の用に供する廊下は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 客席からの出口に互いに連絡し、かつ、直通階段又は屋外への出口に通じること。

二 廊下の幅は、その階の客席の床面積の合計が三百平方メートル以内のときは一・二メートル以上とし、三百平方メートルを超えるときは一・二メートルに三百平方メートルを超える客席の床面積十平方メートルにつき一センチメートルの割合で算出した数値を加えた数値以上とすること。

三 廊下は、客席と混用されないように壁で客席と区画すること。

(客席の構造)

第十六条 興行場等の客席の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 通路は、互いに連絡するものとし、行き止まり状としないこと。ただし、花道がある場合は、この限りでない。

二 通路の勾(こう)配(ばい)は、十分の一以下とすること。ただし、段床部分に設けるものについては、この限りでない。

三 通路に段を設ける場合は、けあげを十八センチメートル以下とし、踏面を二十六センチメートル以上とすること。

四 客席の段床を縦断する通路で、その高低差が三メートルを超えるものには、その高低差三メートル以下ごとに、廊下又は直通階段に通じる横通路又はずい道を設けること。

第三節 物品販売業を営む店舗

(敷地と道路との関係)

第十七条 物品販売業を営む店舗(その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるものに限る。次条において同じ。)の用途に供する建築物の敷地(その敷地の周囲の長さの四分の一以上が道路に接するものを除く。)は、二以上の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(前面空地)

第十八条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の前面には、次の各号に定める空地を道路に接して設けなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 空地の幅は、一・五メートル以上で、かつ、当該空地に面する出口の幅以上とすること。

二 空地の奥行きは、二メートル以上とすること。

2 第十一条第二項の規定は、前項本文の空地について準用する。

第四節 自動車車庫

(敷地と道路との関係)

第十九条 自動車車庫(二輪車車庫を除く。以下同じ。)の用途に供する建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以内のものを除く。次条において同じ。)の敷地における自動車の出入口は、次の表に掲げる道路に接しなければならない。ただし、知事が交通上及び安全上支障がないと認められた場合又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。

自動車車庫の床面積の合計	道路の幅員
三百平方メートル以内のもの	四メートル以上
三百平方メートルを超えるもの	六メートル以上

2 前項の自動車の出入口は、次の各号に掲げる道路に接してはならない。ただし、知事が交通上及び安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- 一 交差点の側端又は道路の曲り角（内角が百二十度以下のものをいう。）から五メートル以内の道路
- 二 踏切の側端から十メートル以内の道路（前面空地）

第二十条 自動車車庫の用途に供する建築物に設ける自動車の出入口は、道路の境界線から一メートル以上後退して設けなければならない。

2 自動車車庫の用途に供する建築物で自動車の昇降設備を設けるものに係る自動車の出入口の前面には、自動車の回転広場又はこれに代わる設備を設けなければならない。ただし、当該建築物の内部において自動車の方向転換ができるものについては、この限りでない。

第五節 共同住宅及び長屋

（共同住宅の主要な出口）

第二十一条 木造の共同住宅（準耐火建築物及び法第八十六条の四第一項の規定により準耐火建築物とみなされた建築物を除く。）の屋外への主要な出口は、直接道路に面して設けなければならない。ただし、建築物の規模又は周囲の状況により、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（長屋の敷地内の通路）

第二十二条 木造の長屋（準耐火建築物及び法第八十六条の四第一項の規定により準耐火建築物とみなされた建築物を除く。）の敷地内には、各戸（直接道路に面する出入口を有する戸を除く。）ごとにその主要な出口から道路に通じる通路で次の各号のいずれかに該当するものを設けなければならない。ただし、建築物の周囲の状況により知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- 一 幅員一・二メートル以上の各戸ごとの通路
- 二 幅員が三メートル以上の主要な共用通路

第四章 特別の配慮を要する特殊建築物

（適用の範囲）

第二十三条 この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物に適用する。

- 一 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、児童福祉施設等、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場又は公衆浴場の用途に供する建築物
- 二 展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のものを除く。）
- 三 体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場の用

途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以内のものを除く。）

四 共同住宅（住戸の数が五十以下のものを除く。）又は寄宿舍（居室の数が五十以下のものを除く。）の用途に供する建築物

（傾斜路の構造）

第二十四条 利用者の用に供する屋外への主要な出口と道との間の利用者の通行の用に供する部分に高低差（通行上支障のない軽微な段差を除く。）がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けなければならない。ただし、当該部分に高低差のない幅員一・二メートル以上の部分がある場合は、この限りでない。

一 幅は、一・二メートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。

二 勾（こう）配（ばい）は、十二分の一（高低差が十六センチメートル以下の場合は、八分の一）を超えないこと。

三 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（出口の構造）

第二十五条 利用者の用に供する出口は、次に定めるところによらなければならない。

一 屋外への出口のうち一以上の出口は、第十三条第一項第二号の規定が適用される場合を除き、その幅を九十センチメートル以上とすること。

二 各室からの出口のうち一以上の出口は、第十三条第二項において準用する同条第一項第二号の規定が適用される場合を除き、その幅を八十センチメートル以上とすること。

三 床面に利用者の通行の支障となる段を設けないこと。

（階段の構造）

第二十六条 前条第二号の出口から同条第一号の出口に至る一以上の経路における階段は、次に定めるところによらなければならない。

一 回り段を設けないこと。

二 手すりを設けること。

（廊下の構造）

第二十七条 前条の経路における廊下は、次に定めるところによらなければならない。

一 幅は、第十五条第二号の規定が適用される場合を除き、一・二メートル以上とすること。

二 高低差がある場合は、第二十四条に定める傾斜路を設けること。

（制限の緩和）

第二十八条 第二十三条各号に掲げる用途に供する特殊建築物で次の各号のいずれかに該当するものについては、第二十四条から前条までの規定は、適用しない。

一 第二十四条から前条までの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと知事が認めるもの

二 その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと知事が認めるもの

第五章 日影による中高層の建築物の高さの制限

（日影による中高層の建築物の高さの制限）

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係

る対象区域として指定する区域は次の表の第一欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第四四の項イ又は口のうちから条例で指定するものは次の表の第一欄に掲げる区分に応じ同表の第二欄に掲げるものとし、法第五十六条の二第一項の規定により平均地盤面からの高さとして法別表第四(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ同表の第三欄に掲げる高さとし、同項の規定によりそれぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ同表の第四欄に掲げる号とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部の区域			(二)
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の全部の区域		四メートル	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の二十と定められた区域		四メートル	(二)
近隣商業地域のうち都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の二十と定められた区域(岐阜市及び羽島市の区域のうち住宅以外の用途の建築物の集中立地が見込まれる地域として知事が指定する区域を除く。)		四メートル	(二)
準工業地域のうち都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率が十分の二十と定められた区域(高山市の区域のうち住宅以外の用途の建築物の集中立地が見込まれる地域として知事が指定する区域を除く。)		四メートル	(二)
用途地域の指定のない区域のうち容積率が十分の八と定められ、及び建ぺい率が十分の五と定められた区域又は容積率が十分の十と定められ、及び建ぺい率が十分の六と定められた区域	イ		(二)
用途地域の指定のない区域のうち容積率が十分の二十と定められ、及び建ぺい率が十分の六と定められた区域	口		(三)

第六章 雑則

(適用の除外)

第二十九条の二 法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、法第四十条、法第四十三条第二項及び法第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。

(仮設建築物に対する適用の除外)

第二十九条の三 この条例の規定は、法第八十五条第五項に規定する仮設建築物については、適用しない。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第二十九条の四 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定により認定又は許可を受けた建築物に対する第七条、第八条、第十条から第十二条まで及び第十七条から第二十二條までの規定の適用については、当該建築物の存する一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

(委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第七章 罰則

(罰則)

第三十一条 第五条から第九条まで、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条から第二十二條まで又は第二十四条から第二十七條までの規定に違反した当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)は、二十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(平成八年七月規則第五十八号で、同八年十一月一日から施行)

附 則(平成十三年三月二十三日条例第十四号)

この条例は、平成十三年五月一日から施行する。ただし、第九条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十四年十二月十九日条例第五十八号)

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則(平成十五年十二月十八日条例第七十三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年七月十四日条例第四十七号)

この条例は、公布の日から施行する。